

MY企業年金通信

区分	DB	DC	その他
内容	法令等	制度	運用 その他
必須ご対応 事項(※)	あり		なし

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある
題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴うDBへの影響③ (ポータビリティの拡充(中退共と企業年金(DB・DC)間))

< ※MY企業年金通信「No.2017-07」の詳細版③ >

※当資料での略号

確定給付企業年金＝DB、確定拠出年金＝DC、厚生年金基金＝厚年基金、企業年金連合会＝企年連

国民年金基金連合会＝国基連、確定給付企業年金法施行令＝DB令、確定給付企業年金法施行規則＝DB規則

中小企業退職金共済法＝中退法、中小企業退職金共済法施行規則＝中退規則、中小企業退職金共済＝中退共

独立行政法人勤労者退職金共済機構＝機構、中退法第2条第3項に規定する退職金共済契約の当事者である事業主＝共済契約者

中退法第2条第7項に規定する退職金共済契約により機構がその者の退職について退職金を支給すべき者＝被共済者

通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」

(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)＝承認認可通知

通知「企業年金制度と中小企業退職金共済制度間の移行に係る事務取扱準則について」

(平成30年2月5日年企発0205第1号)＝企業年金と中退共間の移行事務取扱準則

2018年9月

- ◆働き方の多様化(転職等)をふまえた、老後の年金確保等に向け、DC法が改正され、順次施行されました
 ◆これにより、DBで従来、一時金受給していた部分が、年金受給につなげ易くなりました

■DC法等の一部改正に伴うDBへの影響 (今回の資料は赤枠部分です)

根拠	内容	施行日	対応	概要	主な対応事項	記載ページ
DC法等の一部を改正する法律(2016年6月3日公布)	脱退一時金相当額の移換可能対象者拡大	2018年5月1日	必須	・脱退一時金相当額を他のDB、DC、企年連に移換可能な者の範囲を脱退一時金の受給要件のある加入者資格を喪失した者全員に拡大	・DB規約を変更 ・対象者への案内文書の改定	詳細版① 2～18
	移換申出可能期間の延長	2016年7月1日	必須	・移換申出可能期間の要件につき「移換先の加入者資格取得後3カ月以内」を廃止し「移換元の資格喪失後1年以内」のみへ	・DB規約を変更 ・対象者への案内文書の改定	詳細版① 20～24
	DBからDCへ積立金を移換する場合の同意要件の緩和	2016年7月1日	同意取得時に必須	・DC非移換者の2分の1以上の同意を全体から各事業所へ ・DC非移換事業所の掛金が増加しない場合、当該事業所の加入者同意は不要	・DC非移換者の2分の1以上の同意を各事業所で判定	詳細版① 25～29
	ポータビリティの拡充	2018年5月1日	任意	・DCの個人別管理資産をDBで受換可能(※移換元DCを特定の企業型に限定することも可能)	・DB規約を変更 ・受換可能な加入者に、移換に関する必要事項を説明等	詳細版② 2～15
	実施事業所の減少の特例	2016年7月1日	任意	・DB継続困難な事業所を、当該事業主・労働組合等の同意なしに、厚生労働大臣の承認・認可を得て、減少させることが可能(実施事業所の減少の“特例”を新設)	・DB規約を変更 ・厚生労働大臣の承認・認可	詳細版② 17～23
	権利義務移転・承継に係る手続きの緩和	2016年7月1日	任意	・権利義務の移転・承継を行う加入者等の同意を得た場合には、厚生労働大臣の承認・認可なしに、当該同意を得た加入者等の権利義務の移転・承継が可能	・DB規約を変更 ・権利義務の移転・承継の対象となる加入者等の同意	詳細版② 24～29
	ポータビリティの拡充	2018年5月1日	任意	・合併等の後も中小企業の場合、企業年金(DB・DC)と中退共の相互の資金移換が可能	・DB規約を変更 ・加入者の同意等	2～46

◆法令改正により、合併等をした事業主が中小企業者である場合、以下の資産移換が可能となりました

(Ⅰ)中退共からDB・企業型DCへの解約手当金相当額の移換

(Ⅱ)DB・企業型DCから中退共への積立金(残余財産)・個人別管理資産の移換

◆(Ⅲ)合併等

上記の合併等は、以下に該当することが必要です(注)

(1)DB(又はDC)実施・中退共 **未実施** 会社とDB(又はDC) **未実施**・中退共実施会社の次の行為

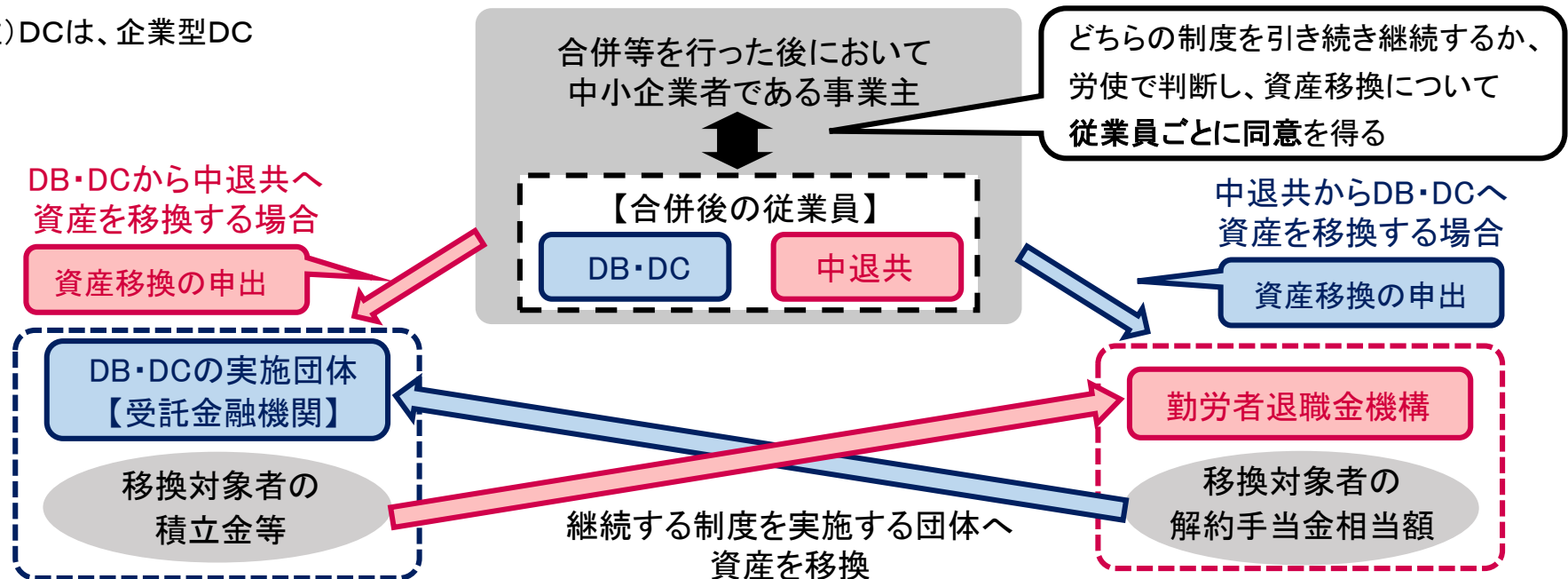
(2)DB(又はDC)実施・中退共実施会社 とDB(又はDC) **未実施**・中退共実施会社の次の行為

(3)DB(又はDC)実施・中退共実施会社 とDB(又はDC)実施・中退共 **未実施** 会社の次の行為

行為:①吸収合併 ②新設合併 ③吸収分割 ④新設分割

⑤事業譲渡等(労働契約に係る権利義務が承継される場合に限る)

(注)DCは、企業型DC



◆(Ⅰ)中退共からDBへの解約手当金相当額の移換の場合は、以下の対応が必要です

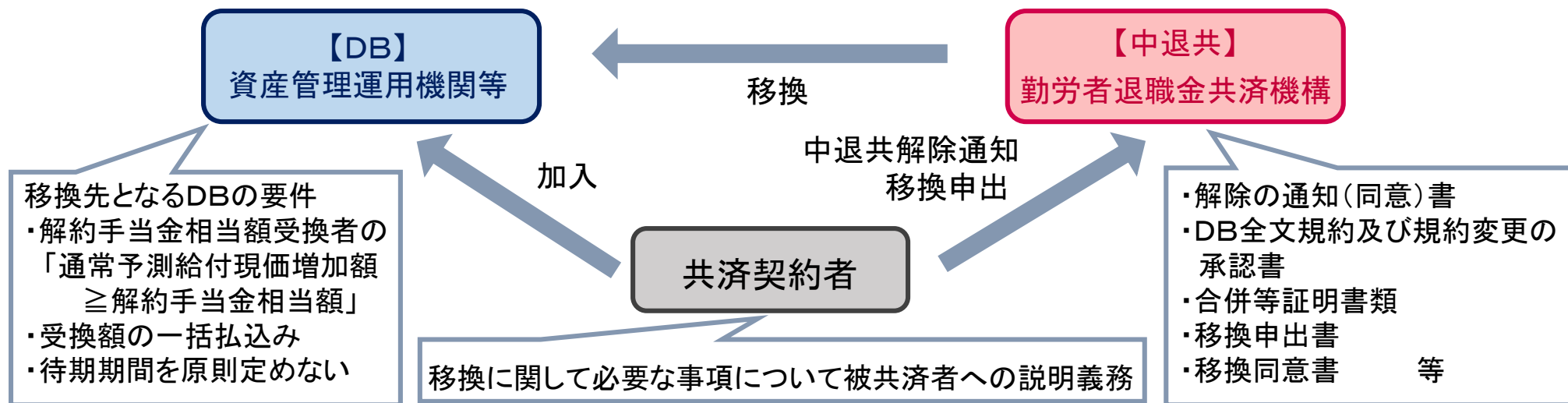
(1) 共済契約者としての対応

- ① 合併等をする前の共済契約者から共済契約の継続の手続
- ② 被共済者への説明
- ③ 被共済者の移換に係る共済契約解除及び解約手当金相当額のDBへの移換の同意取得
- ④ 機構への共済契約解除の通知
- ⑤ 機構への「解約手当金相当額のDBへの移換」の申出(合併等から1年かつ共済契約解除から3月以内)

(2) DB実施事業主としての対応

- ① DB規約の変更(事業主がDB未実施の場合はDBの新設)
- ② 解約手当金相当額受換者への給付支給時の通知

中退共からDBへの解約手当金相当額の移換の際の手続概要

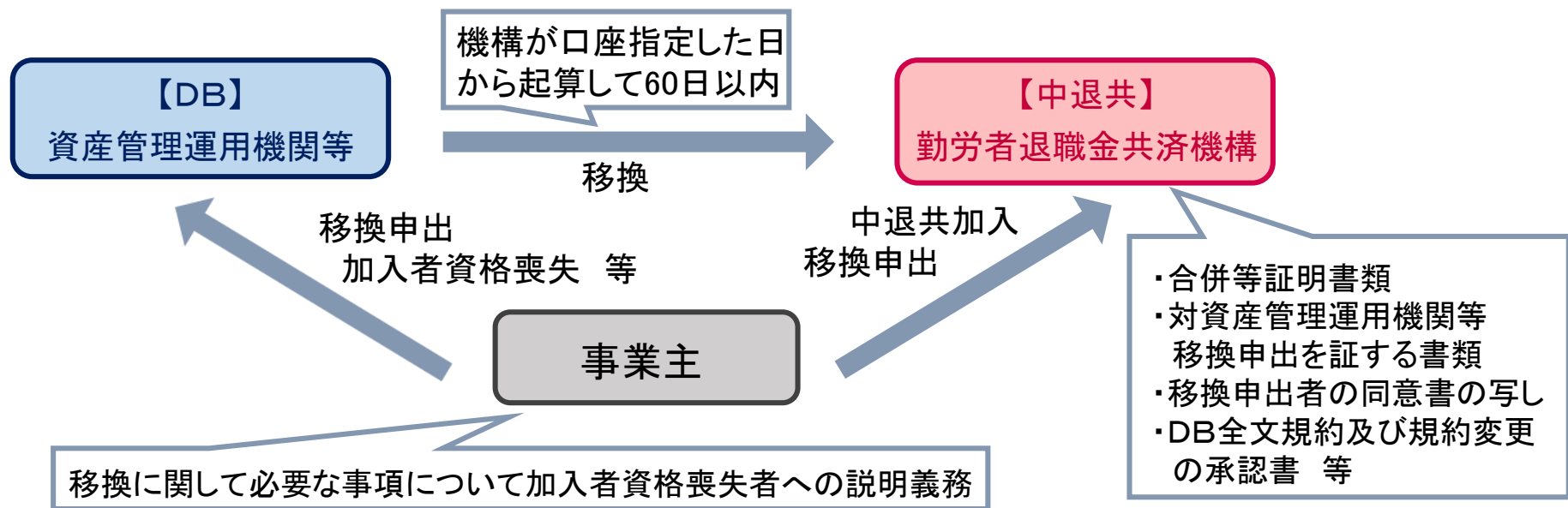


◆(Ⅱ)DBから中退共への積立金(残余財産)の移換の場合は、以下の対応が必要です

(1)事業主としての対応

- ①加入者への説明
- ②加入者の資格喪失(減額)及び中退共への移換の同意取得
- ③DB規約の変更
- ④機構への合併等証明書類の提出
- ⑤資産管理運用機関等への移換の申出及び加入者資格の喪失(合併等から1年以内)
- ⑥⑤と同日付での機構への専用退職金共済契約申込書の提出
- ⑦機構への資産移換申出の申出書の提出
- ⑧移換額の被共済者への通知

DBから中退共への積立金(残余財産)の移換の際の手續概要



ポータビリティの拡充(DB・DC⇔中退共)

- 合併等（注1）をした事業主が中小企業の場合で、資産移換の同意を得て合併等から1年以内（注2）に申し出れば、DB・企業型DCと中退共の間でのポータビリティが可能

DB・企業型DC⇔中退共のポータビリティが、合併等の場合に限り追加されました

改正後

移換先 移換元	DB	企業型DC	中退共
DB	○(注3)	○	○(注5)
企業型DC	○(注3)	○	○(注5)
中退共	○(注4、5)	○(注4、5)	○

改正前

移換先 移換元	DB	企業型DC	中退共
DB	○(注3)	○	×
企業型DC	×	○	×
中退共	○(注4)	○(注4)	○

（注1）平成30年5月1日以降の法令に規定している合併等が対象（18ページ参照）

（注2）中退共⇒DB・DCの場合は、かつ共済契約解除から3月以内

（注3）DB規約に脱退一時金相当額（移換元DB）、個人別管理資産（移換元DC）の受換ができる旨が規定されている場合に限る

（注4）中退共に加入している企業が、中小企業でなくなった場合に、資産の移換が可能

（注5）合併等をした事業主が中小企業の場合に限り、資産の移換が可能

(Ⅰ)中退共からDBへの解約手当金相当額の移換

○中退共からDBへの解約手当金相当額の移換の場合は、以下の対応が必要

(1) 共済契約者としての対応

① 合併等をする前の共済契約者から共済契約の継続の手続^(注1)

- ・合併等をする前の共済契約者から共済契約の継続を行う必要がある場合は、機構に書類を提出

② 被共済者への説明

- ・DBの概要、解約手当金相当額の移換・非移換による減額の有無、移換先DBの加入者範囲外の場合はその旨及び中退共を継続可能なこと、解除不同意の場合は中退共を継続可能なこと、資産移換に際して留意すべき事項を説明

③ 被共済者の移換に係る共済契約解除及び解約手当金相当額のDBへの移換の同意取得

- ・移換に係る共済契約解除同意及び解約手当金相当額のDBへの移換同意は専用様式(④の通知書と一体)で取得
- ・移換に係る共済契約解除同意者のみ共済契約解除し、不同意者又は移換先DBの加入者範囲外の者がいた場合は中退共を継続可能
- ・移換に係る共済契約解除同意でDB移換不同意の場合は、解約手当金(減額あり)を支給

④ 機構への共済契約解除の通知

- ・専用の退職金共済契約の解除の通知書(③の2種類の同意書と一体)に、(2)①の承認を受けたDB全文規約の写し、(2)①の規約変更(規約)の承認書、合併等証明書類^(注2)を添付して機構に提出^(注3)

⑤ 機構への「解約手当金相当額のDBへの移換」の申出(合併等から1年かつ共済契約解除から3月以内)

- ・機構から送付される移換申出書に、解除同意かつ移換不同意者の解約手当金請求書を添付して機構に提出

(注1) 共済契約者が中退共と新規契約した場合であっても、当該共済契約の被共済者全てが移換に係る共済契約解除に同意して解除する場合は、掛金負担軽減措置の適用外

(注2) 会社合併の場合:「合併契約書の写し」、「株主総会の議事録」、「登記事項証明書」の3点の書類

会社分割の場合:「分割契約書の写し又は分割計画書の写し」、「株主総会の議事録」、「登記事項証明書」、「事業主からの証明書(分割により労働契約の承継がなされた対象従業員がわかるもの)」の4点の書類

事業譲渡の場合:「事業譲渡契約書の写し」、「株主総会の議事録」、「事業主からの証明書(事業譲渡により労働契約の承継がなされた対象従業員がわかるもの)」の3点の書類

(注3) 解除通知書を提出する場合の納付方式は、当月振替でなければならないため、他の納付方式の場合は当月振替に変更することが必要

○中退共からDBへの解約手当金相当額の移換の場合は、以下の対応が必要

(2)DB実施事業主としての対応

①DB規約の変更(事業主がDB未実施の場合はDBの新設)(注1)

ア DBの要件

- ・解約手当金相当額受換者に関して「通常予測給付現価増加額 $\geq$ 解約手当金相当額の合算額」となること
- ・受換した解約手当金相当額は、共済契約者が負担する掛金として一括して払い込まれること
- ・加入資格の取得期間(待期期間)は原則定めないこと
待期期間を定める場合は、解約手当金相当額受換者には待期期間を設けない経過措置を設けること

イ DB規約には次の事項を規定

- ・解約手当金相当額を受換する(移換を受ける)こと
- ・受換した解約手当金相当額は、共済契約者が負担する掛金として一括して払い込まれること
- ・解約手当金相当額の算定の基準となった期間(移換元期間)のDB加入者期間への算入方法(上限は移換元期間)
- ・DBと中退共で重複加入期間がある場合は、中退共掛金納付月数を加入者期間通算可能範囲内で通算すること
- ・一時金の額はDB規約に基づく給付と解約手当金相当額の高い方
- ・DB規約に基づく脱退一時金がない場合でも解約手当金相当額を支給すること

ウ DB規約の変更日

- ・DB規約の変更日(新設は施行日)は、共済契約解除日(月末)の翌日(注2)

②解約手当金相当額受換者への給付支給時の通知

- ・給付支給時には、解約手当金相当額の受換年月日、額、DB加入者期間に算入される期間を記載した通知書を送付して通知

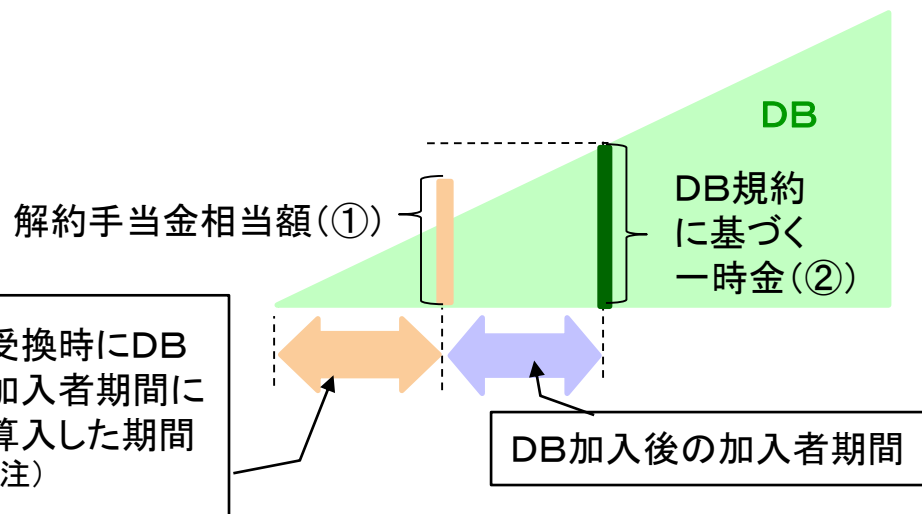
(注1)(1)④の通知の際に承認を受けたDB規約が提出できるように、DB規約の変更(事業主がDB未実施の場合はDB規約)の承認が必要

(注2)移換同意した新規加入者は同日付けで加入

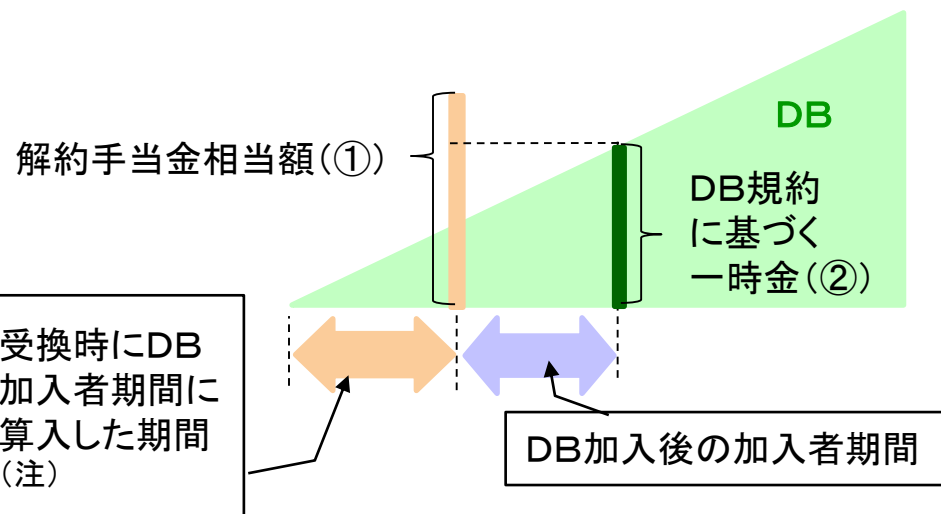
(Ⅰ)中退共からDBへの解約手当金相当額の移換

○給付額は「機構から受換した解約手当金相当額」と「DB規約に基づく一時金額」の大きい方となります

【ケースA】 ①<②の場合
…給付時の一時金額は②



【ケースB】 ①>②の場合
…給付時の一時金額は①



- (注) 受換時にDB加入者期間に算入した期間は、解約手当金相当額の算定の基礎となった期間の全部又は一部とすること
解約手当金相当額の算定の基礎となった期間の一部とする場合は、
- ・DB規約に照らして算定した期間(ただし、解約手当金相当額の算定の基礎となった期間が上限)とすること
 - ・不算入とする場合は、DBの加入者であった期間が1年未満である者に限り、DB規約に定めること
 - ・不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であること

(Ⅰ)－(2)①－1 法令改正に伴うDB規約例(規約型の例)

解約手当金相当額を本制度の給付に加算する場合（附則に新設）

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤退機構」という。）からの解約手当金相当額の受換

（合併等による勤退機構から解約手当金相当額の移換）

第A条 施行日の前日において、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第31条の4第1項の規定により、〔別表第〇に掲げる〕^(注1)事業主（次項において「共済契約者」という。）が実施していた退職金共済契約が解除されたことに伴い、本制度の資産管理運用機関は、勤退機構から当該解除された退職金共済契約の被共済者に係る解約手当金相当額の移換を受けるものとする。

2 前項の規定により勤退機構から移換を受けた解約手当金相当額は、共済契約者が負担する掛金として、〔〇年〇月末日までに〕^(注2)一括して払い込まれるものとする。

3 本制度の事業主は、その資産管理運用機関が第1項の規定により解約手当金相当額の移換を受けた場合は、当該移換金を原資として、同項の規定により勤退機構から解約手当金相当額の移換を受けた者（以下「解約手当金相当額受換者」という。）に対し、第10条^(注3)各号に掲げる給付の支給を行う。

（加入者の資格取得の時期及び加入者期間に関する経過措置）

第B条 施行日において、解約手当金相当額受換者は、施行日の前日において本制度の加入者である者を除き、施行日に加入者の資格を取得する。

2 施行日において解約手当金相当額受換者について、第6条^(注4)に規定する加入者期間に解約手当金相当額の算定の基礎となった期間（施行日の前日までの掛金納付月数）を算入する。ただし、当該算入する期間が、第6条の加入者期間を上回る場合にあっては、当該上回る期間を第6条の加入者期間に通算する。

（解約手当金相当額受換者に係る年金月額の取扱いに関する経過措置）

第C条 解約手当金相当額受換者に係る老齢給付金の月額、第22条^(注5)の規定にかかわらず、本制度に係る加入者期間を算定の基礎として同条の規定により算定した額に、当該解約手当金相当額受換者に係る解約手当金相当額を別表第〇に定める率で除して得た額を加算した額とする。

（注1）別表第〇には、事業主（複数の事業主が共同してDBを実施する場合には、制度に係る事務を取り扱う事業主）の名称を明記する

（注2）第2項の〔 〕内の規定は、機構から解約手当金相当額の移換を受ける期日を設ける場合に定める

（注3）給付の種類を規定している条数

（注4）加入者期間を規定している条数

（注5）老齢給付金の年金月額を規定している条数

解約手当金相当額を本制度の給付に加算する場合（附則に新設）

(解約手当金相当額受換者に一時金として支給する老齢給付金の額の取扱い)

第D条 解約手当金相当額受換者に一時金(年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。)として支給する老齢給付金の額は、第24条^(注1)の規定にかかわらず、本制度に係る加入者期間を算定の基礎として同条第3項^(注2)の規定により算定した額に、当該解約手当金相当額受換者に係る解約手当金相当額を加算した額とする。

(解約手当金相当額の支給の特例)

第E条 解約手当金相当額受換者が本制度の加入者の資格を喪失した場合(死亡により加入者の資格を喪失した場合を除く。)において、当該解約手当金相当額受換者が、第26条^(注3)に規定する脱退一時金を受けるための要件を満たさない場合にあっては、同条の規定にかかわらず、当該解約手当金相当額受換者に対してその者に係る解約手当金相当額を支給する。

(解約手当金相当額受換者に係る脱退一時金の額の取扱い)

第F条 解約手当金相当額受換者に支給する脱退一時金の額は、第27条^(注4)の規定にかかわらず、本制度に係る加入者期間を算定の基礎として同条の規定により算定した額に、当該解約手当金相当額受換者に係る解約手当金相当額を加算した額とする。

(解約手当金相当額受換者に対して一時金として支給する遺族給付金の額の取扱い)

第G条 解約手当金相当額受換者の遺族に一時金として支給する遺族給付金の額は、第36条^(注5)の規定にかかわらず、本制度に係る加入者期間を算定の基礎として同条の規定により算定した額に、当該解約手当金相当額受換者に係る解約手当金相当額を加算した額とする。

2 解約手当金相当額受換者の遺族に年金に代えて一時金(年金として支給する遺族給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。)として支給する遺族給付金の額は、第37条第2項^(注6)の規定にかかわらず、本制度に係る加入者期間を算定の基礎として同条同項の規定により算定した額に、当該解約手当金相当額受換者に係る解約手当金相当額を加算した額とする。

(注1)一時金として支給する老齢給付金を規定している条数

(注3)脱退一時金の支給要件及び支給の方法を規定している条数

(注5)遺族給付金の額を規定している条数

(注2)一時金として支給する老齢給付金の額の算定方法を規定している項数

(注4)脱退一時金の一時金額を規定している条数

(注6)遺族給付金について、年金に代えて支給する一時金を規定している項数

○DBから中退共への積立金(残余財産)の移換の場合は、以下の対応が必要

(1)事業主としての対応

①加入者への説明

- ・移換額は中退共の掛金納付月数(DB加入者期間が上限)に通算し、通算月数分遡った月から効力発生とみなすこと
ただし、DB加入者資格喪失日前からの被共済者は、掛金納付月数に通算せず、全額別建で運用されること
- ・DB加入者期間は、中退共の制度設計に合わせる(「DB加入者期間>掛金納付月数」の可能性もある)こと
これにより、「中退共の退職金<移換額+中退共納付掛金総額」となる場合もあること
- ・加入者資格喪失者のうち移換不同意者については、次の選択肢があること
企年連への脱退一時金(残余財産)の移換、脱退一時金の繰下げ(繰下げが可能な場合)、脱退一時金(残余財産分配金)の受給、事業主が企業型DCを実施している場合は脱退一時金(DB規約に規定している場合は残余財産)の移換、国基連への脱退一時金の移換(個人型DC加入者の資格を取得する又はしている場合)
- ・移換額に含まれる本人拠出相当額は、DBの本人拠出相当額(給付時非課税)と異なり、給付時課税となること
- ・中退共が解除された場合は、中退法第31条の3の規定により解約手当金(税制上、一時所得)が支給されること

②加入者の資格喪失(給付減額)及び中退共への移換の同意取得

- ・DBから中退共への積立金(残余財産)の移換は加入者の資格喪失が必要となるが、合併等により必然的に資格喪失しない場合は、規約変更により資格喪失させる必要があるので給付減額に該当し、同意が必要(理由はDB規則第5条第1号、手続きはDB規則第6条)
- ・加入者資格喪失者で移換不同意の場合は、企年連への移換や給付の受給等となる(注1)
- ・移換不同意者については、労使合意のもと規約に定めれば、加入者資格を喪失させず、引き続きDBの加入者とすることも可能(注2)

(注1)制度終了しない場合は、最低積立基準額ではなく、脱退一時金又は老齢給付金を支給

(注2)移換に同意せず、将来期間をDB加入とし、中退共加入に反対した場合は、中退共に加入しないことが可能

(Ⅱ)DBから中退共への積立金(残余財産)の移換

○DBから中退共への積立金(残余財産)の移換の場合は、以下の対応が必要

(1)事業主としての対応

③DB規約の変更

ア DB規約には次の事項を規定

- ・中退共への移換申出の契機となった合併等をした年月日及び合併等を契機として中退共に積立金を移換すること
- ・合併等により加入者の資格を喪失する場合(DB制度終了を除く)は、DB法第27条第5号(注1)に該当すること
- ・DB制度終了の場合は、残余財産の分配方法
- ・移換する積立金(残余財産)が中小企業退職金共済対象移換相当額を下回る場合は、当該下回る額を事業主が一括拠出すること
- ・移換する積立金の算定方法
- ・加入者資格喪失者に対して、積立金の移換に関して必要な事項を説明すること

イ 規約変更には以下の書類を添付

- ・合併等証明書類(注2)
- ・②の給付減額の同意書、規約変更・制度終了についての労働組合等の同意書(注3)

④機構への合併等証明書類の提出

- ・機構から専用退職金共済契約申込書の送付を受ける必要があるため、次の⑤の前に合併等証明書類(注4)を機構に提出

(注1)資格喪失の時期のうち「規約により定められている資格を喪失したとき」を規定している号

(注2)会社合併の場合:「合併契約書の写し」、「株主総会の議事録」、「登記事項証明書」の3点

会社分割の場合:「分割契約書の写し又は分割計画書の写し」、「株主総会の議事録」、「登記事項証明書」、「事業主からの証明書(分割により労働契約の承継がなされた対象従業員がわかるもの)」の4点

事業譲渡の場合:「事業譲渡契約書の写し」、「株主総会の議事録」、「事業主からの証明書(事業譲渡により労働契約の承継がなされた対象従業員がわかるもの)」の3点

(注3)給付減額の同意書は規約により資格喪失させる場合に、制度終了についての労働組合等の同意書は制度終了する場合に必要

(注4)事業主がDB規約の変更を行う場合には、地方厚生局に提出する当該書類の写し

○DBから中退共への積立金(残余財産)の移換の場合は、以下の対応が必要

(1)事業主としての対応

⑤資産管理運用機関等への移換の申出及び加入者資格の喪失(合併等から1年以内)

- ・合併等から1年以内かつ月の初日付で、DB対象申出同意者(注1)の同意書とDB対象申出(注2)をしたことを証する書類を添付して、資産管理運用機関等への移換の申出を行う
- ・移換申出日と同日付けで加入者資格を喪失(注3)

⑥⑤と同日付での機構への専用退職金共済契約申込書の提出(注4、5)

- ・専用退職金共済申込書に、対資産管理運用機関等移換申出を証する書類(注6)を添付して、⑤と同日付で機構に提出

⑦機構への資産移換申出の申出書の提出

- ・資産管理運用機関等から、移換額及びその総額、移換額の算定の基礎となった期間の開始日及び月数の報告を受け確認
- ・確認後、資産移換申出の申出書に、③の承認を受けたDB全文規約、③の規約変更に係る承認書、対資産管理運用機関等移換申出を証する書類(注6)、DB対象申出同意者の同意書の写し、移換申出者がDB加入者資格を喪失したことを証する書類、移換の算定の基礎となった期間の開始日及び月数を証明する書類を添付して機構に提出

⑧移換額の被共済者への通知

- ・機構より移換額の移換を受けた旨の通知を受けた場合は、その旨を当該移換額の移換に係る被共済者に通知

(注1)DBの加入者資格喪失者のうち中退共への移換の同意取得者

(注2)DB対象申出同意者のDBの積立金(残余財産)を中退共へ移換する旨の申出

(注3)既に共済契約を締結している事業主で新規に中退共に加入させる(DBの)加入者がいない場合は、移換の申出前に加入者の資格喪失することも可能

(注4)平成30年5月1日以後に共済契約を申込む機構への資産移換申出を行う事業主には、加入促進のための掛金負担軽減措置は適用されない

(注5)既に共済契約を締結している事業主でDB対象申出同意者を新規に中退共に加入させる場合も、専用退職金申込書を提出

(注6)資産管理運用機関等から受領証明を受けた「DB対象申出をしたことを証する書類」で、⑤と同日付で新規に共済契約を締結する事業主は

⑥の際に、既に共済契約を締結している事業主は⑦の際に提出

(Ⅱ)DBから中退共への積立金(残余財産)の移換

○移換後の中退共の退職金の算定方法

(1)新規加入者

次の①と②の合計額

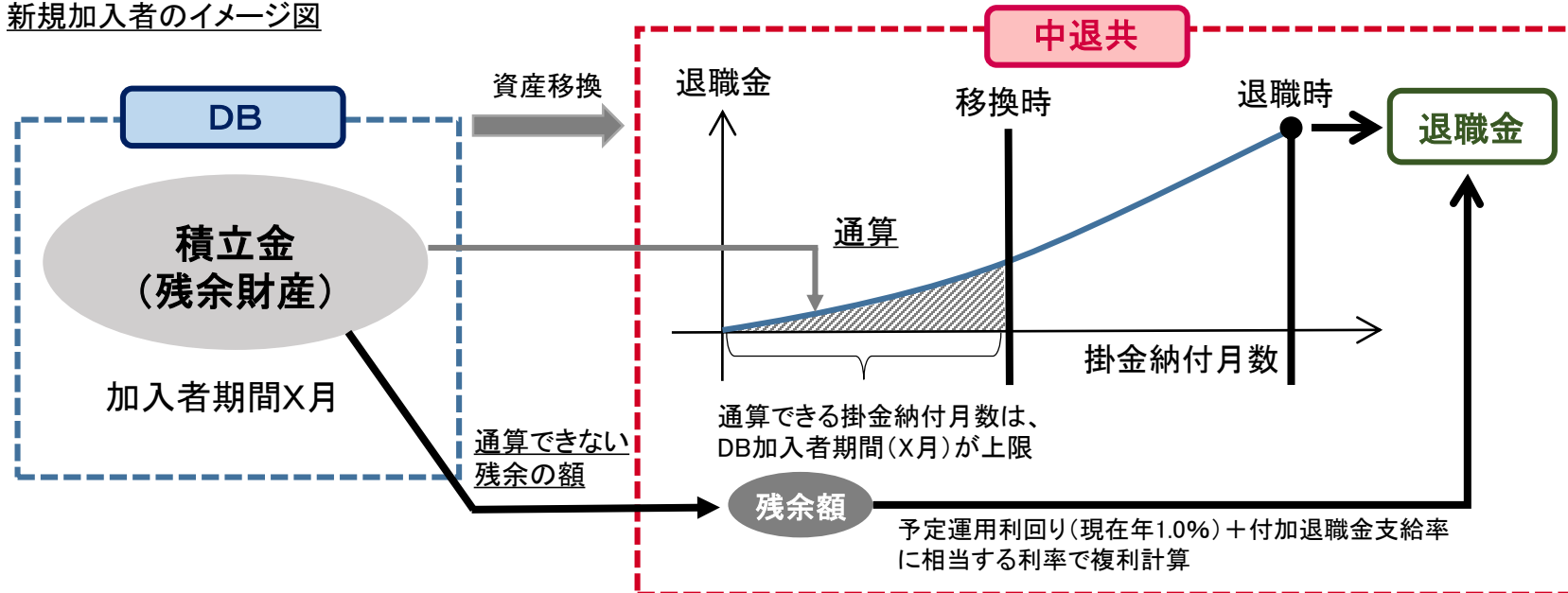
- ①移換額を中退共申込時の掛金月額を基に月数換算して掛金納付月数に通算(DB加入者期間を上限)し、当該月数分遡った月に共済契約の効力発生とみなして、基本退職金及び付加退職金を算定
- ②掛金納付月数に通算しきれなかった残余额を、中退共の予定運用利回りに相当する利率(現在は1.0%)に付加退職金支給率に相当する利率を加えた利率で複利計算した元利合計額

(2)既加入者

次の①と②の合計額

- ①移換額の納付月数への通算は行わず、基本退職金及び付加退職金を算定
- ②移換額を、中退共の予定運用利回りに相当する利率(現在は1.0%)に付加退職金支給率に相当する利率を加えた利率で複利計算した元利合計額

新規加入者のイメージ図



附則に新設

独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「勤退機構」という。)[注1]の移換

(資格喪失の時期の特例)

第A条 施行日において○年○月○日に[吸収合併;新設分割;事業譲渡][注2]を実施した実施事業所(●●株式会社。以下「合併等実施事業所」という。)に使用されている加入者[(中小企業退職金共済制度へ本制度の積立金を移換することに同意しなかった者を除く。)][注3]は、施行日に加入者の資格を喪失するものとする。

【制度を終了しない場合】

(勤退機構への積立金の移換)

第B条 本制度の実施事業所である合併等実施事業所の事業主が[吸収合併;新設分割;事業譲渡][注2]に伴い、前条の規定により加入者の資格を喪失した者を中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第2条第7項に規定する被共済者として同条第3項に規定する退職金共済契約を締結するときは、当該合併等実施事業所の事業主は、当該加入者であった者の同意を得て、本制度の資産管理運用機関に勤退機構への積立金の移換を申し出ることができる。

2 本制度の資産管理運用機関は、前項の申出があったときは、中小企業退職金共済法第31条の3[第1項;第6項][注4]の規定に基づき、当該実施事業所の加入者であった者のうち前項の同意をした者(以下「移換同意者」という。)に係る積立金を勤退機構へ移換する。

3 前項の規定により移換する積立金の額は、当該移換をする日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額(以下「中小企業退職金共済対象移換相当額」という。)とする。

4 本制度の事業主は、第2項の規定により本制度の資産管理運用機関が積立金を移換したときは、当該積立金を移換した者に係る給付の支給に関する義務を免れる。

(注1)制度を終了しない場合は積立金を選択し、制度を終了する場合は残余財産を選択

・制度を終了しない場合の例:数社でDBを実施しているうちのA社が中退共を実施しているB社と合併。継続する制度として中退共を選択。

・制度を終了する場合の例:DBを実施しているA社が、中退共を実施しているB社と合併。継続する制度として中退共を選択。

(注2)吸収合併、新設分割、事業譲渡は例であり、DB規則第96条の7の規定を満たす行為を定める

(注3)[]内の規定は、労使合意のもと、移換不同意者を引き続きDBの加入者とする場合に定める

(注4)前項の申出前に移換同意者を被共済者として退職金共済契約を締結していない場合は第1項を選択し、締結している場合は第6項を選択

附則に新設

【制度を終了する場合】

(勤退機構への残余財産の移換)

第B条 本制度の実施事業所である合併等実施事業所の事業主が〔吸収合併;新設分割;事業譲渡〕^(注1)に伴い、本制度の終了制度加入者等を中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第2条第7項に規定する被共済者として同条第3項に規定する退職金共済契約を締結するときは、当該合併等実施事業所の事業主は、当該加入者であった者の同意を得て、本制度の資産管理運用機関に勤退機構への残余財産の移換を申し出ることができる。

2 本制度の資産管理運用機関は、前項の申出があったときは、中小企業退職金共済法第31条の3〔第1項;第6項〕^(注2)の規定に基づき、終了制度加入者等のうち前項の同意をした者(以下「移換同意者」という。)に係る残余財産(次条において「中小企業退職金共済対象移換相当額」という。)を勤退機構へ移換する。

3 本制度の事業主は、前項の規定により本制度の資産管理運用機関が残余財産を移換したときは、第85条^(注3)第1項の規定の適用については、当該残余財産は、移換同意者に分配されたものとみなす。

(勤退機構へ資産を移換する場合の一括拠出)

第C条 本制度の事業主は、令第54条の8第3号の規定に基づき、前条第2項の規定により〔積立金;残余財産〕^(注4)を移換することに伴い、移換日の前日における積立金のうち規則第96条の9に基づき算出された額が中小企業退職金共済対象移換相当額を下回る場合には、当該下回る額〔(以下この条において「不足額」という。)]^(注5)を合併等実施事業所の事業主から一括して徴収する。

〔2 前項の規定により、本制度の事業主が不足額の納入の告知をしたときは、合併等実施事業所の事業主は、納入の告知の日から〇〇日以内に不足額を納付しなければならない。〕^(注5)

(注1)吸収合併、新設分割、事業譲渡は例であり、DB規則第96条の7の規定を満たす行為を定める

(注2)前項の申出前に移換同意者を被共済者として退職金共済契約を締結していない場合は第1項を選択し、締結している場合は第6項を選択

(注3)残余財産の分配を規定している条数

(注4)制度を終了しない場合は積立金を選択し、制度を終了する場合は残余財産を選択

(注5)〔 〕内の規定は、不足額の納付期限を設ける場合に定める

附則に新設

(勤退機構への積立金等の移換をする場合の掛金の一括拠出に係る積立金の算定方法)

第D条 前条[第1項]^(注1)の規定による移換同意者に係る積立金の額は、次に掲げる額とする。

当該移換の日の前日における本制度の積立金の額×次の第1号に掲げる額÷第2号に掲げる額

一 当該移換の日が属する事業年度の前事業年度の末日(ただし、当該移換の日が前事業年度の末日から起算して4ヵ月を経過するまでの間にある場合にあっては、直近の財政計算の計算基準日とし、以下この条において「基準日」という。)における移換同意者に係る者の最低積立基準額^(注2)

二 基準日における本制度の最低積立基準額

([吸収合併;新設分割;事業譲渡]^(注3)に伴い加入者の資格を喪失した者への説明義務)

第E条 本制度の事業主は、附則第A条の規定により加入者の資格を喪失した者に対して、規則第96条の11の規定により積立金の移換に関して必要な事項を説明しなければならない。

(注1)[]内の規定は、前条で不足額の納付期限を設ける場合に定める

(注2)最低積立基準額以外にも数理債務の額、通常予測給付額の現価等も可能

(注3)吸収合併、新設分割、事業譲渡は例であり、DB規則第96条の7の規定を満たす行為を定める

○ポータビリティの対象となる合併等は以下の（１）～（３）の会社の以下の行為（注１）

- （１）ＤＢ（又は企業型ＤＣ）実施・中退共未実施会社とＤＢ（又は企業型ＤＣ）未実施・中退共実施会社
 （２）ＤＢ（又は企業型ＤＣ）実施・中退共実施会社 とＤＢ（又は企業型ＤＣ）未実施・中退共実施会社
 （３）ＤＢ（又は企業型ＤＣ）実施・中退共実施会社 とＤＢ（又は企業型ＤＣ）実施・中退共未実施会社

合併等の行為は、次の５つに該当するもの

行為(注2)	定義等
吸収合併 (会社法第2条第27号)	会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるもの
新設合併 (会社法第2条第28号)	2以上の会社がする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるもの
吸収分割 (会社法第2条第29号)	株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後、他の会社に承継させること
新設分割 (会社法第2条第30号)	1又は2以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させること
事業譲渡等(注3) (会社法第468条第1項 実質は会社法第467条)	合併、分割のような組織法上の行為と異なり、財産の処分などと同じ取引行為として、事業の全部又は一部の譲渡をするもの

(注1) 一方の制度から資産移換が行われる場合に、資産移換を受ける側の制度からも資産移換を行うこと等により、双方の制度が併存する状態が続くような取扱いは不可(資産移換不同意等により、結果的に双方の制度が併存する場合は除く)

(注2) 会社法以外の法令に基づく吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、事業譲渡等に相当する行為を含みます

(注3) 事業譲渡等により加入者・被共済者に係る労働契約に関する権利義務の承継が行われる場合に限りま

(Ⅰ)に関する法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB法 第56条 (赤字が改正部分)	掛金の納付	
	改正後 3 資産管理運用機関等が、中退法第17条第1項又は第31条の4第1項の規定に基づき、機構から同法第17条第1項に規定する厚生労働省令で定める金額の引渡し又は同法第31条の4第1項に規定する解約手当金に相当する額の移換を受けたときは、これらの金額については、前条及び第1項の規定により事業主が拠出した掛金とみなす。	改正前 3 資産管理運用機関等が、中退法第17条第1項の規定に基づき、機構から同項に規定する厚生労働省令で定める金額の引渡し を受けたときは、当該金額については、前条及び第1項の規定により事業主が拠出した掛金とみなす。
第82条の5	機構からDBへの資産の移換(新設) 事業主等は、その資産管理運用機関等が中退法第17条第1項若しくは第31条の4第1項の規定により機構から同法第17条第1項に規定する厚生労働省令で定める金額の引渡し若しくは同法第31条の4第1項に規定する解約手当金に相当する額の移換を受けた場合は、これらの金額を原資として、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、当該加入者に対し、老齢給付金等の支給を行うものとする。 2 事業主等は、前項の規定により老齢給付金等の支給を行うこととなったときは、その旨を当該加入者に通知しなければならない。	

(注)中退法第17条第1項は非中小解除(＝中退法第8条第2項第2号の規定により共済契約者が中小企業者でない事業主となり退職金共済契約を解除されること。以下同じ。)に関する条項です。中退法第31条の4は26ページをご参照下さい。

(Ⅰ)に関する法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB令 第2条 (赤字が改正部分)	規約型企業年金の規約で定めるその他の事項	
	改正後 DB法第4条第9号の政令で定める事項は、次のとおりとする。 四 DB法の規定に基づき、当該DBの資産管理運用機関等が脱退一時金相当額、積立金、<u>中退法第17条第1項に規定する厚生労働省令で定める金額、同法第31条の4第1項に規定する解約手当金に相当する額</u>の移換<u>又は引渡し</u>を受ける場合にあつては、当該脱退一時金相当額、積立金、<u>同法第17条第1項に規定する厚生労働省令で定める金額、同法第31条の4第1項に規定する解約手当金に相当する額</u>の移換<u>又は引渡し</u>に関する事項	改正前 DB法第4条第9号の政令で定める事項は、次のとおりとする。 四 DB法の規定に基づき、当該DBの資産管理運用機関等が脱退一時金相当額、積立金 の移換 を受ける場合にあつては、当該脱退一時金相当額、積立金 の移換 に関する事項
【参考】 第5条	企業年金基金の規約で定めるその他の事項 DB法第11条第7号の政令で定める事項は、次のとおりとする。 四 第2条第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項	
第54条の9	機構からの資産の移換の基準(新設)	
	DB法第82条の5第1項の政令で定める基準は、同項の移換又は引渡しを受けた額の算定の基準となった期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入者に係る加入者期間に算入するものであることとする。	

(Ⅰ)に関する法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB規則 第32条の2 (赤字が改正部分)	脱退一時金相当額等の移換に係る者に支給する給付	
	改正後 資産管理運用機関等がDB法の規定により脱退一時金相当額等(脱退一時金相当額、<u>中退法第17条第1項に規定する解約手当金に相当する額、同法第31条の4第1項に規定する解約手当金に相当する額</u>、積立金の総称)の移換を受けた者に事業主等が支給する一時金(年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。)の額は、当該DBの規約で定める方法により計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額等の額(リスク分担型企業年金の場合は調整率等を乗じた額)のいずれか高い額とする。	改正前 資産管理運用機関等がDB法の規定により脱退一時金相当額等(脱退一時金相当額、 、積立金の総称)の移換を受けた者に事業主等が支給する一時金(年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。)の額は、当該DBの規約で定める方法により計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額等の額(リスク分担型企業年金の場合は調整率等を乗じた額)のいずれか高い額とする。
【参考】 第32条の3	脱退一時金相当額の支給の特例 資産管理運用機関等が移換を受けた脱退一時金相当額等に係る者がDB法第27条第2号から第5号までのいずれかに該当することとなった場合において、当該者がDB法第41条第1項の脱退一時金を受けるための要件を満たさない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、事業主等は、当該者に対して資産管理運用機関等が移換を受けた脱退一時金相当額等の額(リスク分担型企業年金の場合は調整率等を乗じた額)を支給しなければならない。	
第46条の3 (赤字が追加部分)	リスク分担型企業年金掛金額(次の号を追加)	
	3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由によりリスク分担型企業年金掛金額を再計算する場合には、当該各号に定める事業主のリスク分担型企業年金掛金額は、第1項の計算されることとなる標準掛金額と当該リスク分担型企業年金の掛金の額を第45条第1項の標準掛金額、補足掛金額その他の掛金の額に区分して定めることとしたならば次の各号に掲げる事由による財政計算において計算されることとなる補足掛金額を合算した額とすることができる。 五 中退法第31条の4第1項の規定による資産管理運用機関等への解約手当金に相当する額の移換 当該移換に関する申出に係る共済契約者であった事業主	

(注)DB規則第32条の3は、DB規則第32条の2で定義された脱退一時金相当額等を引用しているため、条文の改正なしに脱退一時金の支給要件がない場合には中退法第17条又は第31条の4に規定する解約手当金に相当する額を支給しなければならないこととなります。

(Ⅰ)に関する法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
DB規則 第96条の10	他制度の資産の算定の基礎となった期間の一部を合算する場合における算定方法(新設) DB令第54条の9の規定により機構から資産の移換又は引渡しを受けた額の算定の基礎となった期間の一部を、当該加入者に係るDBの加入者期間に算入するときは、次に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。 一 DBの規約に照らして当該移換又は引渡しを受けた額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が移換又は引渡しを受けた額の算定の基礎となった期間を超える場合にあっては、当該算定の基礎となった期間とすること。 二 当該移換又は引渡しを受けた額の算定の基礎となった期間を算入しないこととする場合にあっては、DBの加入者であった期間が1年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。 三 その他当該加入者について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。
第96条の13	解約手当金に相当する額の移換又は引渡しを受けた旨の通知(新設) DB法第82条の5第2項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書を当該加入者に送付することによって行うものとする。 一 DBの資産管理運用機関等が解約手当金に相当する額の移換又は引渡しを受けた年月日及びその額 二 DB令第54条の9の規定によりDBの加入者期間に算入される期間

(Ⅰ)に関する法令改正の概要 (条文を一部整理加工)

該当法令	改正内容	
承認認可通知 別紙1 3-11 (赤字が改正部分)	規約記載事項欄の項目名 改正後 他制度(他のDB、存続厚年基金、DC、<u>中退共</u>、企年連)へ脱退一時金相当額、<u>積立金</u>、<u>残余財産</u>の移換を行う場合における当該脱退一時金相当額の移換に関する事項及び他制度から脱退一時金相当額等(脱退一時金、積立金、<u>解約手当金相当額</u>、年金給付等積立金)の移換を受ける場合における当該脱退一時金相当額等の移換に関する事項	改正前 他制度(他のDB、存続厚年基金、DC、企年連)へ脱退一時金相当額の移換を行う場合における当該脱退一時金相当額の移換に関する事項及び他制度から脱退一時金相当額等(脱退一時金、積立金、年金給付等積立金)の移換を受ける場合における当該脱退一時金相当額等の移換に関する事項
3-11-(3)	他制度(中退共に限る。)からの解約手当金相当額の引渡し又は移換(<u>新設</u>) ・中退共から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受ける場合には、DB規則第43条の規定に基づき計算した給付に要する費用の通常の予測に基づく予想額の現価に相当する額(以下「通常予測給付現価」という。)から解約手当金相当額を受換する前の通常予測給付現価を控除した額が、解約手当金相当額の合計額を下回らないものであることを掛金の計算の基礎を示した書類又は財政再計算報告書等の備考欄から確認すること。 ・中退共から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受ける場合には、合併等を行う前に解約手当金相当額の引渡し又は移換に関する規定の整備を行うことは差し支えないこと。	
様式C3、C4-イの(注3) 様式C3、C4-エの(注) (赤字が改正部分)	総括表(掛金の計算の基礎を示した書類)、総括表(財政再計算報告書) 改正後 中退法第17条第1項 <u>又は第31条の4第1項</u>の規定により機構から解約手当金相当額の引渡し <u>又は移換</u>を受けたときは、中退規則第31条第1号ロ <u>又は第69条の17第1号イ</u>の要件を満たすことが確認できるよう、引渡し <u>又は移換</u>を受ける解約手当金相当額及び引渡し <u>又は移換</u>に伴い増加する <u>通常予測給付現価</u>を備考欄に記載すること。	改正前 中退法第17条第1項 の規定により機構から解約手当金相当額の引渡し を受けたときは、中退規則第31条第1号ロ の要件を満たすことが確認できるよう、引渡し を受ける解約手当金相当額及び引渡し に伴い増加する <u>給付現価</u>を備考欄に記載すること。

(注)中退規則第31条第1号は非中小解除による解約手当金相当額を引渡すDBの要件に関する条項です。中退規則第69条の17は28ページをご参照下さい。

(Ⅰ)に関する法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
企業年金と中退共間の移行事務取扱準則(新設)第4	中退法第17条第1項の規定による非中小解除又は同法第31条の4第1項の規定による合併等を事由とする退職金共済契約の解除(以下「共済契約解除」という。)により中退共から企業年金制度への解約手当金相当額の引渡し又は移換(以下「移換等」という。)について 1 企業年金制度が中退共から解約手当金相当額の移換等を受ける場合の手続は、手続の主体が企業型DCを実施する事業主又はDBを実施する事業主等の場合に応じて次のとおりであること。 (2) DBを実施する事業主等は、次に掲げる事項をDBの規約に定めること。ただし、非中小解除により解約手当金相当額の引渡しを受ける場合にあつては、退職金共済契約の解除の日から3月以内に機構に変更後の規約を提出できるように、合併等により解約手当金相当額の移換を受ける場合にあつては、移換を行う共済契約者が機構に退職金共済契約の解除の通知を行う際に変更後の規約を提出できるように、規約に定める必要があること。なお、解約手当金相当額の移換等があったときの通常予測給付現価から解約手当金相当額の移換等がなかったときの通常予測給付現価を控除した額が、解約手当金相当額の合計額を下回らないよう必要に応じて給付の設計を変更すること。 ① 共済契約解除を契機として、機構から解約手当金相当額の移換等を受けることができること。 ② 機構から解約手当金相当額の移換等を受けた場合には、解約手当金相当額の算定の基礎となった期間をDBの加入者期間に算入すること(解約手当金相当額の算定の基礎となった期間の一部を合算する場合にあつては、その算定方法を含む。)(DB規則第96条の10) ③ DBと中退共で重複して加入していた期間(加入者の資格を取得する以前の期間を通算した期間との重複した期間も含む。)がある場合には、中退共の掛金納付月数を加入者期間に通算できる範囲内で通算すること。(DB令第22条) ④ 機構から移換等がなされる解約手当金相当額は、共済契約者が負担する掛金として一括して払い込まれるものであること。(中退規則第31条第1号ハ及び第69条の17第1号ロ) ⑤ 機構からDBへ解約手当金相当額の移換等を受けた者に事業主等が支給する一時金(年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。)の額は、当該DBの規約で定める方法により計算した額又は当該解約手当金相当額(リスク分担型企业年金の場合にあつては調整率等を乗じた額)のいずれか高い額とすること。(DB規則第32条の2) ⑥ 機構からDBへ解約手当金相当額の移換等を受けた者が死亡以外の要件により資格を喪失することとなった場合において、当該者がDB法第41条第1項の脱退一時金を受けるための要件を満たさない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該者に対して移換等を受けた当該解約手当金相当額(リスク分担型企业年金の場合にあつては調整率等を乗じた額)を支給しなければならないこと。(DB規則第32条の3)

(Ⅰ)に関する法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
企業年金と中退共間の移行事務取扱準則（新設） 第4 （つづき）	中退法第17条第1項の規定による非中小解除又は同法第31条の4第1項の規定による合併等を事由とする退職金共済契約の解除（以下「共済契約解除」という。）により中退共から企業年金制度への解約手当金相当額の引渡し又は移換（以下「移換等」という。）について 2 前記1において、合併等により中退共から解約手当金相当額の移換を受ける旨規約に定める場合にあっては、必ずしも合併等を実施した後に規約を変更する必要はないこと。したがって、当該移換の契機となった合併等を実施した年月日を特定する必要はなく、包括的に定めても差し支えないこと。
第5	その他留意事項 1 「合併等」に伴う資産移換は、企業年金制度と中退共のいずれか一方の制度に統一する目的で行うものであることから、一方の制度からの資産移換が行われる場合に、資産移換を受ける側の制度からも資産移換を行うこと等により、双方の制度が併存する状態が続くような取扱いとは認められないこと（例えば、事業主によるDB法第82条の4第1項の規定による申出に先だって、中退法第31条の4第1項の規定による申出を行っている共済契約者との間で実施する吸収合併などの行為は「合併等」に該当しないこと。）。 なお、資産移換の手続において、結果的に双方の制度が併存する場合は認められることに留意すること。 3 中退共から企業年金制度へ資産の移換等を行う場合にあっては、退職金共済契約の解除日後に退職若しくは死亡した移換対象者にあっては、移換先の企業年金制度において支給義務を負うものであること。 4 合併等により中小企業者でなくなった共済契約者が企業年金制度を実施する場合には、中退法第17条第1項の規定により、非中小解除による解約手当金相当額の引渡しが可能となり、同法第31条の4第1項の規定による合併等に伴う資産の移換は不可であること。なお、合併等により中小企業者でなくなった場合は、中小企業者でなくなったときから6月以内に、機構に「中小企業者でなくなったことの届」の提出により退職金共済契約の解除を申し出なければならない。 5 DC法等の一部を改正する法律附則第5条第4項、第6条及び第7条の規定により、施行日前に実施した合併等を契機として、第2（DCから中退共への個人別管理資産の移換）から第4（非中小解除による企業型DC又はDBへ解約手当金相当額の引渡しを行う場合を除く。）までに規定する移換手続はできないこと。 7 事業主が中退法第31条の4第1項の規定による移換手続を行っている場合にあっては第2又は第3（DBから中退共への積立金等の移換）の移換手続を行うことはできないこと。したがって、厚生局は機構から第2又は第3の規約変更申請手続の有無について照会があった場合には、当該手続の有無を確認し必要な情報を提供すること。

(Ⅰ)に関する法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
中退法 第31条の4	資産管理運用機関等への解約手当金に相当する額の移換等(新設) 共済契約者が会社法その他の法律の規定による合併、会社分割その他の行為として厚生労働省令で定める行為(以下この項において「合併等」という。)をした場合であって、当該合併等により退職金共済契約が第8条第3項第1号の規定に基づき解除された被共済者を加入者とするDB又は企業型DC加入者とする企業型DCを実施するときは、機構は、当該共済契約者が当該被共済者の同意を得て厚生労働省令で定めるところにより行うDB又は企業型DC(厚生労働省令で定めるものに限る。)への解約手当金に相当する額の移換に関する申出に基づき、資産管理運用機関等又は資産管理機関に当該同意を得た被共済者に係る解約手当金に相当する額を移換するものとする。 2 前項の規定による申出があった場合においては、機構は、第16条第1項の規定にかかわらず、当該被共済者に解約手当金を支給しないものとする。 3 機構は、第1項の規定による申出に係る被共済者について次に掲げる事由が生じたときは、前項の規定にかかわらず、当該被共済者に解約手当金を支給する。 - 一 第1項の規定による申出に係るDB又はDCが実施される前に退職又は死亡したとき。 - 二 前号に掲げるときのほか、厚生労働省令で定める事由が生じたとき。
【参考】 第8条	契約の解除 機構又は共済契約者は、第2項又は第3項に規定する場合を除いては、退職金共済契約を解除することができない。 3 共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、退職金共済契約を解除することができる。 - 一 被共済者の同意を得たとき。 - 二 掛金の納付を継続することが著しく困難であると厚生労働大臣が認めたとき。
【参考】 第16条	解約手当金等 退職金共済契約が解除されたときは、機構は、被共済者に解約手当金を支給する。 4 機構は、その掛金につき第23条第1項の規定に基づく減額の措置が講ぜられた退職金共済契約が解除された場合に解約手当金を支給するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その額を減額することができる。

(Ⅰ)に関する法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
中退規則 第69条の16	中退法第31条の4第1項の申出等（新設） 中退法第31条の4第1項の申出は、同項に規定する合併等（以下「合併等」という。）をした日から起算して1年以内に、次に掲げる事項を記載した移換申出書に中退法第31条の4第1項に定める被共済者の同意があったことを証する書類を添付し、これを機構に提出してしなければならない。ただし、当該申出に係る被共済者について、機構が認めるときは、第3号に掲げる事項の記載を要しない。 - 一 共済契約者の氏名又は名称及び住所 - 二 中退法第31条の4第1項の申出に係る被共済者の氏名 - 三 中退法第31条の4第1項の申出に係る被共済者の住所 - 四 DB又は企業型DC（次条に定めるものに限る。以下同じ。）の名称 - 五 DB又は企業型DCを実施した年月日 - 六 資産管理運用機関等又は資産管理機関の名称及び住所 - 七 資産管理運用機関等又は資産管理機関の預金口座のある金融機関の名称並びに当該預金口座の種類、名義及び口座番号 2 前項の申出を行う共済契約者は、共済契約を解除するときは、中退法第31条の4第1項の規定による解約手当金に相当する額の移換に関して必要な事項について、被共済者に説明しなければならない。 3 第1項の申出を行う共済契約者は、第10条の通知をするときは、DB又は企業型DCを実施することを証する書類及び合併等をしたことを証する書類を機構に提出しなければならない。 4 機構は、第1項の申出を行う共済契約者（合併等をした日以後に共済契約を締結した者であって、被共済者の全てについて、中退法第8条第3項第1号の規定に基づき当該共済契約を解除するものに限る。）に対しては、中退法第23条第1項の規定及び第45条の規定にかかわらず、中退法第23条第1項の規定による掛金負担軽減措置（第45条の加入促進のための掛金負担軽減措置に限る。）を適用しないものとする。
【参考】 第10条	共済契約者が行う契約の解除 共済契約者は、共済契約を解除するときは、中退法第8条第3項第1号の同意又は同項第2号の認定があったことを証する書類を添え、その旨を機構に通知してしなければならない。

（注）中退法第23条第1項は掛金負担軽減措置に関する条項、中退規則第45条は加入促進のための掛金軽減措置に関する条項です。

(Ⅰ)に関する法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
中退規則 第69条の17	中退法第31条の4第1項の厚生労働省令で定めるもの（新設） 中退法第31条の4第1項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる制度の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 - 一 DB 次のイからニまでのいずれにも該当するもの - イ 中退法第31条の4第1項の移換をしたときにおける同項の申出に係る被共済者に係るDB規則第43条の規定に基づき計算した給付に要する費用の通常の見積に基づく予想額の現価に相当する額から当該移換がないものとして同条の規定に基づき計算した給付に要する費用の通常の見積に基づく予想額の現価に相当する額を控除した額が、当該被共済者に係る解約手当金に相当する額の合算額を下回らないものであること。 - ロ 中退法第31条の4第1項の規定により機構が移換する金額が、同項の申出をする共済契約者が負担する掛金として一括して払い込まれるものであること。 - ハ 資産管理運用機関等が中退法第31条の4第1項の申出をする共済契約者からDB法第82条の4第1項の規定による申出をされていないこと。 - ニ 合併等をした日の前日において、中退法第31条の4第1項の申出を行うこととなる共済契約者及び当該合併等の相手方となる事業主（実施事業所の事業主又は相手方共済契約者若しくは相手方実施事業所事業主をいう。）が、DBを実施していなかった場合において、当該合併等をした日以後に新たに実施されるものでないこと。 二 企業型DC（略）
【参考】 第30条	解約手当金の減額 2 その掛金につき中退法第23条第1項の規定に基づく減額の措置が講ぜられた共済契約が、中退法第8条第3項第1号に該当することを理由として解除された場合に解約手当金を支給するとき（中退法第31条の4第3項の規定により支給するときを除く。）における中退法第16条第4項の規定による解約手当金の減額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額によって行うものとする。 （以下 略）

(Ⅱ)に関する法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
DB法 第82条の4	DBから機構への積立金等の移換（新設） 実施事業所の事業主が会社法（平成17年法律第86号）その他の法律の規定による合併、会社分割その他の行為として厚生労働省令で定める行為（以下この項において「合併等」という。）をした場合であって、当該合併等に係る事業主が、当該合併等によりDBの加入者の資格を喪失した者を中退法第2条第7項に規定する被共済者として同条第3項に規定する退職金共済契約を締結するときは、当該事業主は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、当該加入者であった者の同意を得て、当該DBの資産管理運用機関等に機構への当該同意を得た加入者であった者に係る積立金（第83条の規定により当該DBが終了した場合は、第89条第6項に規定する残余財産）の移換を申し出ることができる。 2 事業主等は、前項の規定による申出に基づき、中退法第31条の3の規定により積立金を移換したときは、当該積立金を移換した者に係る給付の支給に関する義務を免れる。 3 第1項の規定による申出に基づき、中退法第31条の3の規定により残余財産を移換したときは、第89条第6項の規定の適用については、当該残余財産は、同項に規定する終了制度加入者等に分配されたものとみなす。
DB令 第54条の8	機構への積立金等の移換の基準（新設） DB法第82条の4第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 一 DB法第82条の4第1項の規定による移換の申出は、同項に規定する合併等を行った日から起算して1年を経過する日（天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日）までの間に限って行うことができるものであること。 二 中退法第31条の3第1項（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による資産の移換に同意した者（次号において「同意移換者」という。）に係る移換されるべき額として厚生労働省令で定める基準により算定した額の合計額（同号において「中小企業退職金共済対象移換相当額」という。）を移換するものであること。 三 積立金（DB法第83条の規定により当該DBが終了した場合は、DB法第89条第6項に規定する残余財産）のうち当該移換に係る分として厚生労働省令で定める方法により算定した額が同意移換者に係る中小企業退職金共済対象移換相当額を下回るときは、DB法第55条第1項の規定にかかわらず、当該移換に係る事業主は、当該下回る額を、掛金として一括して拠出しなければならないものであること。

（注）中退法第2条は用語の定義に関する条項です。中退法第31条の3は38～39ページをご参照下さい。

(Ⅱ)に関する法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB令 第2条 (赤字が改正部分)	規約型企業年金の規約で定めるその他の事項	
	改正後 DB法第4条第9号の政令で定める事項は、次のとおりとする。 四 DB法の規定に基づき、当該DBの資産管理運用機関等が脱退一時金相当額、積立金、<u>中退法第17条第1項に規定する厚生労働省令で定める金額、同法第31条の4第1項に規定する解約手当金に相当する額</u>の移換又は<u>引渡し</u>を受ける場合にあつては、当該脱退一時金相当額、積立金、<u>同法第17条第1項に規定する厚生労働省令で定める金額、同法第31条の4第1項に規定する解約手当金に相当する額</u>の移換又は<u>引渡し</u>に関する事項	改正前 DB法第4条第9号の政令で定める事項は、次のとおりとする。 四 DB法の規定に基づき、当該DBの資産管理運用機関等が脱退一時金相当額、積立金 の移換 を受ける場合にあつては、当該脱退一時金相当額、積立金 の移換 に関する事項
【参考】 第5条	企業年金基金の規約で定めるその他の事項 DB法第11条第7号の政令で定める事項は、次のとおりとする。 四 第2条第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項	
第54条の9	機構からの資産の移換の基準(新設)	
	DB法第82条の5第1項の政令で定める基準は、同項の移換又は引渡しを受けた額の算定の基準となった期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入者に係る加入者期間に算入するものであることとする。	

(Ⅱ)に関する法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB規則 第8条 (赤字が追加部分)	規約の変更の承認の申請(次の号を追加) DB法第6条第1項の規定による規約の変更の承認の申請は、事業主の名称、規約番号並びに変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣(当該規約の変更の承認に関する権限が第121条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等)に提出することによって行うものとする。 九 中退法第31条の3第1項(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、積立金(DB法第83条の規定により当該DBが終了した場合は、DB法第89条第6項に規定する残余財産。)を機構に移換することを内容とする規約の変更の承認を申請する場合にあつては、DB法第82条の4第1項に規定する合併等を実施したことを証する書類	
第16条 (赤字が改正部分)	改正後 DB法第16条第1項の規定による規約の変更の認可の申請は、基金の名称、基金番号並びに変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣(当該規約の変更の認可に関する権限が第121条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等)に提出することによって行うものとする。 一 第8条第1項第2号から第5号まで及び第7号から第9号までに掲げる書類	改正前 DB法第16条第1項の規定による規約の変更の認可の申請は、基金の名称、基金番号並びに変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣(当該規約の変更の認可に関する権限が第121条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等)に提出することによって行うものとする。 一 第8条第1項第2号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる書類

(Ⅱ)に関する法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB規則 第96条の8	DBから機構への積立金等の移換の基準（新設）	
	DB令第54条の8第2号の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に应じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 当該DBを終了する場合 DB令第57条第1項第1号の規定による額を移換するものであること。 二 前号に掲げる場合以外の場合 当該移換をする日をDB法第60条第3項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額を移換するものであること。	
第96条の9	DBから機構への積立金等の移換をする場合の掛金の一括拠出に係る積立金等の算定方法（新設）	
第96条の11	積立金の移換に関する事項の説明義務（新設）	
	事業主等は、当該DBの加入者が当該加入者の資格を喪失した場合又は当該DBが終了した場合であって、DB法第82条の4第1項に規定する合併等を実施した事業主が同項の規定による申出をしようとするときは、中退法第31条の3第1項の規定による積立金の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を喪失した者又は当該DBが終了した日において当該DBの加入者であった者に説明しなければならない。	
承認認可通知 別紙1 3-11 (赤字が改正部分)	規約記載事項欄の項目名	
	改正後	改正前
	他制度(他のDB、存続厚年基金、DC、<u>中退共</u>、企年連)へ脱退一時金相当額、<u>積立金</u>、<u>残余財産</u>の移換を行う場合における当該脱退一時金相当額の移換に関する事項及び他制度から脱退一時金相当額等(脱退一時金、積立金、<u>解約手当金相当額</u>、年金給付等積立金)の移換を受ける場合における当該脱退一時金相当額等の移換に関する事項	他制度(他のDB、存続厚年基金、DC、<u>企年連</u>)へ脱退一時金相当額 <u>の移換</u>を行う場合における当該脱退一時金相当額の移換に関する事項及び他制度から脱退一時金相当額等(脱退一時金、積立金、<u>年金給付等積立金</u>)の移換を受ける場合における当該脱退一時金相当額等の移換に関する事項

(Ⅱ)に関する法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容					
承認認可通知 別紙1 3－11－(2)	他制度（中小企業退職金共済に限る。）への積立金又は残余財産の移換（新設） ・加入者のうち中小企業退職金共済の被共済者となり積立金又は残余財産を移換する者について、DB法第82条の4第1項に規定する合併等（以下「合併等」という。）に伴い加入者の資格を喪失するものであること。 ・事業主は、合併等を事由として資格喪失した加入者であった者の同意を得て、当該DBの資産管理運用機関等に対し当該同意を得た加入者であった者に係る積立金又は残余財産の移換を申し出るものであること。 （主な確認事項） ①合併等を実施したことを証する書類により、以下の事項について確認すること。 ・DB規則第96条の7に規定する行為のいずれかに該当するものであること。 ・規約の変更による資格喪失日が合併等を行った日から起算して1年以内であること。なお、合併等を行った日から起算して1年を超えている場合にあっては、天災等のやむを得ない理由について確認すること。 ②DB法第82条の4第1項の規定による申出を行う事業主が、当該申出の契機となる合併等に伴い中退法第31条の4第1項の規定による申出を行っていないことについて、機構に確認すること。 ③当該申出の契機となる合併等の実施年月日時点が規約に明記されていること。					
別紙3 申請書類一覧 （申請にあたっての 注意事項）	注15（追加） 合併等を実施したことを証する書類として、例えば、 ①会社合併を行った場合には「合併契約書の写し」、「株主総会の議事録」及び「登記事項証明書」の3点を、 ②会社分割を行った場合には「分割契約書の写し又は分割計画書の写し」、「株主総会の議事録」、「登記事項証明書」及び「事業主からの証明書（分割により労働契約の承継がなされた対象従業員がわかるもの）」の4点を、 ③事業譲渡を行った場合には、「事業譲渡契約書の写し」、「株主総会の議事録」及び「事業主からの証明書（事業譲渡により労働契約の承継がなされた対象従業員がわかるもの）」の3点を 添付すること。					
様式C2－エ （赤字が改正部分）	給付の設計の基礎を示した書類 <table><tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr><tr><td> （企業型年金の年金管理機関又は機構への資産の移換に係る必要事項） （注1）給付の額の減額を行って、企業型年金の資産管理機関又は機構に積立金を移換する場合に提出すること。 </td><td> （企業型年金の年金管理機関への資産の移換に係る必要事項） （注1）給付の額の減額を行って、企業型年金の資産管理機関に積立金を移換する場合に提出すること。 </td></tr></table>		改正後	改正前	（企業型年金の年金管理機関又は機構への資産の移換に係る必要事項） （注1）給付の額の減額を行って、企業型年金の資産管理機関又は機構に積立金を移換する場合に提出すること。	（企業型年金の年金管理機関への資産の移換に係る必要事項） （注1）給付の額の減額を行って、企業型年金の資産管理機関に積立金を移換する場合に提出すること。
改正後	改正前					
（企業型年金の年金管理機関又は機構への資産の移換に係る必要事項） （注1）給付の額の減額を行って、企業型年金の資産管理機関又は機構に積立金を移換する場合に提出すること。	（企業型年金の年金管理機関への資産の移換に係る必要事項） （注1）給付の額の減額を行って、企業型年金の資産管理機関に積立金を移換する場合に提出すること。					

(Ⅱ)に関する法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
企業年金と中退共間の移行事務取扱準則(新設)第3	DB法第82条の4第1項の規定によるDBから中退共への積立金等の移換について 1 DBの規約に定める事項等 (1) DBを実施する事業主等は、DB法第82条の4第1項の規定により資産管理運用機関等に対して、合併等によりDBの加入者の資格を喪失した者のうち同項の同意を得た者(以下「DB対象申出同意者」という。)のDBの積立金(同法第83条の規定により当該DBを終了する場合は、同法第89条第6項に規定する残余財産。以下同じ。)を中退共へ移換する旨の申出(以下「DB対象申出」という。)を行う際には、次に掲げる事項をDBの規約に定めること。 ① DB対象申出の契機となった合併等を実施した年月日及び合併等を契機として中退共に積立金を移換すること。 ② DBを終了せずに、DBの加入者が合併等によりDBの加入者の資格を喪失する場合にあっては、DB法第27条第5号の規定によりDBの加入者の資格を喪失すること。 ③ DBを終了する場合にあっては、残余財産の分配方法 ④ DB令第54条の8第2号に規定する中小企業退職金共済対象移換相当額を積立金が下回る場合における不足額について、DBを実施する事業主が掛金として一括して拠出すること。 ⑤ DB規則第96条の9において読み替えて準用する同令第87条の2第1項各号の規定に基づく一括拠出に係る積立金の算定方法 ⑥ DB規則第96条の11の規定によりDBの加入者の資格を喪失した者に対して積立金の移換に関して必要な事項を説明すること。 (2) 前記(1)の規約変更を行う場合にあっては、合併等を実施したことを証する書類を添付すること。なお、前記(1)の移換の同意に加え、給付の減額を行う場合にあっては給付減額の同意、制度終了をする場合にあっては終了時の同意が必要であることに留意すること。(DB規則第8条第1項第9号) 2 移換申出の手続 DBを実施する事業主は、以下に掲げる手続を行うこと。 (1) 機構から移換に必要な書類の送付を受けること。 (2) DB対象申出を行う場合にあっては、合併等を行った日から起算して1年以内にDB対象申出同意者の同意書を付してDB対象申出をしたことを証する書類に必要事項を記載し、資産管理運用機関等に申し出ること。(DB令第54条の8第1号)

(Ⅱ)に関する法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
企業年金と中退共間の移行事務取扱準則(新設)第3(つづき)	DB法第82条の4第1項の規定によるDBから中退共への積立金等の移換について (3) 資産管理運用機関等から受領証明を受けたDB対象申出をしたことを証する書類を付して機構へ退職金共済契約を締結するための申込みをDB対象申出と併せて行うものであること。なお、DBの加入者であった期間と中退共の加入期間との間に空白期間や重複期間が生じないことが望ましいことから、DBの加入者の資格喪失日に中退共に加入するものであること。(中退規則第69条の11第2項及び第3項) (4) 中退法第31条の3第1項(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の規定によりDBから中退共への移換額の総額の申出(以下「DB移換額申出」という。)を行う場合にあっては、次の①から②の手順で手続を行うこと。 ① 資産管理運用機関等から必要に応じて次に掲げる事項の内容の報告を受け確認すること。 ア DB対象申出同意者に係る移換額及びその総額 イ DB対象申出同意者ごとの移換額の算定の基礎となった期間の開始日及び移換額の算定の基礎となった期間の月数 ② DB移換額申出に係る申出書に、以下に掲げる書類を付して機構へ提出すること。ただし、カに掲げる書類は中退法第31条の3第6項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定によりDB移換額申出を行う場合に限り提出する必要があること。(中退規則第69条の10並びに第69条の11第1項及び第3項) ア 前記1で承認を受けたDBの規約の写し イ 前記1の規約変更に係る承認(認可)通知書の写し ウ DB移換額申出に係る証明書類(前記①アに掲げるDB対象申出同意者に係る移換額及びその総額を含む。) エ DB対象申出同意者の同意書の写し オ 前記①イを証する書類 カ DB対象申出をしたことを証する書類 3 DBの加入者であった者に説明する事項 DBを実施する事業主等は、以下に掲げる事項をDBの加入者であった者に対して説明すること。(DB規則第96条の11)

(注) 中退規則第69条の10は40ページ、同規則第69条の11は41ページをご参照下さい。

(Ⅱ)に関する法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
企業年金と中退共間の移行事務取扱 準則（新設） 第3 （つづき）	DB法第82条の4第1項の規定によるDBから中退共への積立金等の移換について (1) DB対象申出(DBの加入者の資格喪失日)と同日に中退共に加した被共済者の移換額については、中退共の掛金納付月数(移換額の算定の基礎となった期間の月数が上限)に通算されること。この場合における退職金共済契約は、当該退職金共済契約を締結した日の属する月から当該通算月数分遡った月に効力が生じたものとみなすこと。 また、DB対象申出(DBの加入者の資格喪失日)より前に中退共に加している被共済者の移換額については、掛金納付月数への通算は行われず、全額が別建てで運用されること。 (2) DBに加していた期間(勤続年数を含む。)は、移換先の中退共の制度設計に合わせる。したがって、DBに加していた期間は、中退共の掛金納付月数に換算された場合に当該掛金納付月数はDBに加していた期間より短くなる可能性があること。 また、中退共での退職金の額は、中退共における掛金納付月数(DBからの移換に伴い、中退共の掛金納付月数に換算された月数を含む。)が短い場合には、DBからの移換額と中退共加入後に納付した掛金の総額の合算額より下回ることがあること。 (3) DB対象申出同意者以外の者に対しては、次の場合に応じ、それぞれの選択肢があること。 ① 個人型DC加入者の資格を取得する又はしている場合 ア 中途脱退者 国基連又は企年連への脱退一時金相当額の移換、脱退一時金の繰下げ(DBの規約において繰下げができる旨が定められている場合に限る。)及び脱退一時金の受給又は事業主が企業型DCを実施している場合には、当該企業型DCへの脱退一時金相当額の移換 イ 終了制度加入者等 企年連への残余財産の移換及び残余財産分配金の受給又は事業主が企業型DCを実施している場合であって残余財産を企業型DCへ移換する旨を規約に定めている場合には、当該企業型DCへの残余財産の移換 ② 個人型DC加入者の資格を取得しない場合 ア 中途脱退者 企年連への脱退一時金相当額の移換、脱退一時金の繰下げ(DBの規約において繰下げができる旨が定められている場合に限る。)及び脱退一時金の受給又は事業主が企業型DCを実施している場合には、当該企業型DCへの脱退一時金相当額の移換 イ 終了制度加入者等 企年連への残余財産の移換及び残余財産分配金の受給又は事業主が企業型DCを実施している場合であって残余財産を企業型DCへ移換する旨を規約に定めている場合には、当該企業型DCへの残余財産の移換

(Ⅱ)に関する法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
企業年金と中退共間の移行事務取扱準則(新設)第3(つづき)	DB法第82条の4第1項の規定によるDBから中退共への積立金等の移換について (4)DBの本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いとなっていたが、DBから中退共へ積立金を移換した場合にあっては、給付時に課税されることとなること。 (5)退職金共済契約が解除された場合は、中退法第31条の3第4項又は第8項の規定により被共済者に解約手当金が支給されること(支給時期は、DBから中退共へ積立金を移換された後となる。)。また、当該解約手当金は、税制上、一時所得の取扱いとなること。
企業年金と中退共間の移行事務取扱準則(新設)第5	その他留意事項 1「合併等」に伴う資産移換は、企業年金制度と中退共のいずれか一方の制度に統一する目的で行うものであることから、一方の制度からの資産移換が行われる場合に、資産移換を受ける側の制度からも資産移換を行うこと等により、双方の制度が併存する状態が続くような取扱いは認められないこと(例えば、事業主によるDB法第82条の4第1項の規定による申出に先だって、中退法第31条の4第1項の規定による申出を行っている共済契約者との間で実施する吸収合併などの行為は「合併等」に該当しないこと。) なお、資産移換の手続において、結果的に双方の制度が併存する場合は認められることに留意すること。 2 企業年金制度から中退共へ資産を移換する場合にあっては、DB対象申出による移換対象者の申出からDB移換額申出による移換額の申出までの間に退職若しくは死亡した移換対象者にあっては、移換元の企業年金制度において当該移換対象者であった者の資産の管理を行うものであること。 5 DC法等の一部を改正する法律附則第5条第4項、第6条及び第7条の規定により、施行日前に実施した合併等を契機として、第2(DCから中退共への個人別管理資産の移換)から第4(非中小解除による企業型DC又はDBへ解約手当金相当額の引渡しを行う場合を除く。)までに規定する移換手続はできないこと。 6 事業主が第2又は第3の移換手続を行う場合にあっては中退法第31条の4第1項の規定による移換手続ができないこと。したがって、厚生局は事業主から第2又は第3の規約変更申請手続を受けた場合には、機構に対し中退法第31条の4第1項の規定による移換手続が行われていないことを確認すること。

(Ⅱ)に関する法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
中退法 第31条の3	資産管理運用機関等からの移換額の移換等(新設) 事業主(DB法第82条の4第1項又はDC法第54条の5の規定による申出をしたものに限る。)が、その雇用する加入者(DB法第2条第4項に規定する加入者をいう。第6項において同じ。)であった者又は企業型DC加入者(DC法第2条第8項に規定する企業型DC加入者をいう。第6項において同じ。)であった者を被共済者として退職金共済契約を締結する場合において、次の各号に掲げる者が、機構との間で、当該退職金共済契約の被共済者となった者について当該各号に定める資産を機構に移換することその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結しており、当該事業主が、機構に対して厚生労働省令で定めるところにより申出をしたときは、機構は、当該各号に掲げる者との契約で定めるところによって、当該退職金共済契約の被共済者となった者に係る当該資産の移換を受けるものとする。 - 一 資産管理運用機関等 DB法第59条に規定する積立金又は同法第89条第6項に規定する残余財産 - 二 資産管理機関 DC法第2条第12項に規定する個人別管理資産 2 機構が、前項各号に定める資産の移換を受けた場合において、当該移換を受けた資産の額(以下この条において「移換額」という。)のうち、同項の退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額その他の事情を勘案して政令で定める額については、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となった者の当該政令で定める額に係るDB法第28条第1項に規定する加入者期間又はDC法第14条第1項に規定する企業型DC加入者期間を超えることができない。 3 移換額から前項の政令で定める額を控除した残余の額を有する退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、第10条第1項ただし書及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる前項の規定による通算後の掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 - 一 11月以下 当該移換を受けた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額(当該移換を受けた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該残余の額。次号において「計算後残余額」という。) - 二 12月以上 第10条第2項の規定により算定した額に計算後残余額を加算した額

(注)中退法第10条は退職金に関する条項、DC法第54条の5は退職金共済契約の被共済者となった者等の個人別管理資産の移換に関する条項です。

(Ⅱ)に関する法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
中退法 第31条の3 (つづき)	資産管理運用機関等からの移換額の移換等(新設) 4 前項の残余の額を有する退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、第16条第3項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。 5 第1項の規定による申出に従い移換額の移換を機構が受けたときは、機構は、その旨を当該事業主に通知するものとし、当該事業主は、その旨を当該移換額に係る被共済者となった者に通知しなければならない。 6 第1項及び前項の規定は、DB又は企業型DCを実施していた事業主が、その雇用する加入者であった者又は企業型DC加入者であった者を被共済者として退職金共済契約をDB法第82条の4第1項又はDC法第54条の5の規定による申出をする前から締結している場合について準用する。この場合において、第1項及び前項中「被共済者となった」とあるのは、「被共済者である」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 7 前項の規定により読み替えて準用する第1項の規定による申出に従い移換額の移換を機構が受けた退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、第10条第1項ただし書及び第2項の規定にかかわらず、第1項の移換を受けなかったものとみなして同条第1項ただし書及び第2項の規定により算定した退職金の額に、当該移換を受けた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該移換額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額(当該移換を受けた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該移換額)を加算した額とする。 8 第6項の規定により読み替えて準用する第1項の規定による申出に従い移換額の移換を機構が受けた退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、第16条第3項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。 9 第29条第1項若しくは第2項、第30条第2項又は前条第3項若しくは第7項の規定の適用を受ける被共済者が、第1項(第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る退職金共済契約の被共済者である場合における退職金の額は、第10条第1項ただし書及び第2項、第29条第1項及び第2項、第30条第2項、前条第3項及び第7項並びに第3項及び第7項の規定にかかわらず、第29条第1項若しくは第2項、第30条第2項又は前条第3項若しくは第7項の規定により算定される退職金の額に政令で定める額を加算した額とするほか、退職金等の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

(注) 中退法第16条は解約手当金等に関する条項、同法第29条は退職金等の特例に関する条項、同法第30条は退職金相当額の受入れ等に関する条項、第31条の2は退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等に関する条項です。

(Ⅱ)に関する法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
中退規則 第69条の10	中退法第31条の3第1項の申出（新設） 中退法第31条の3第1項の申出は、次の各号（当該申出が同条第6項の規定により読み替えて準用する同条第1項の申出である場合にあっては、第3号及び第4号を除く。）に掲げる事項を記載した移換申出書を機構に提出してしなければならない。 - 一 事業主の氏名又は名称及び住所 - 二 事業主の雇用する従業員（DB法第82条の4第1項又はDC法第54条の5に定める同意を得た者に限る。以下この条において同じ。）の氏名 - 三 共済契約の効力が生じた日 - 四 前号の日における掛金月額 - 五 資産管理運用機関等又は資産管理機関の名称 - 六 移換額及びその総額 - 七 従業員ごとの移換額の算定の基礎となった期間の開始日及び移換額の算定の基礎となった期間の月数 - 八 その他申出に関し必要な事項 2 前項の移換申出書には、次に掲げる書類（当該申出が中退法第31条の3第1項の申出である場合にあっては、第6号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。 - 一 DB又は企業型DCを実施していたことを証する書類 - 二 移換額の移換に係るDB法第6条第1項の厚生労働大臣の承認若しくは同法第16条第1項の厚生労働大臣の認可又はDC法第5条第1項の厚生労働大臣の承認を受けたことを証する書類 - 三 前項第2号の従業員が、加入者又は企業型DC加入者の資格を喪失したことを証する書類 - 四 前項第2号の従業員が、DB法第82条の4第1項又はDC法第54条の5に定める同意をしたことを証する書類 - 五 前項第7号の日及び月数を証する書類 - 六 DB法第82条の4第1項又はDC法第54条の5の規定による申出をしたことを証する書類

(Ⅱ)に関する法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
中退規則 第69条の11	共済契約の申込みに関する特例等（新設） 中退法第31条の3第1項の共済契約を締結する場合における共済契約の申込みは、第4条第1項の規定にかかわらず、同項の退職金共済契約申込書を機構に提出して行うものとする。 2 中退法第31条の3第1項の共済契約を締結する場合における共済契約の申込みは、DB法第82条の4第1項又はDC法第54条の5の規定による申出と同時にを行うものとする。 3 前項の申込みに係る退職金共済契約申込書には、DB法第82条の4第1項又はDC法第54条の5の規定による申出をしたことを証する書類を添付しなければならない。 4 機構は、DB又は企業型DCを実施していた事業主又は実施している事業主が、共済契約の申込みを行うときは、当該事業主に対し、第45条の規定の適用その他の事項について説明を行うものとする。 5 機構は、中退法第31条の3第1項の申出を行う事業主に対しては、中退法第23条第1項の規定及び第45条の規定にかかわらず、中退法第23条第1項の規定による掛金負担軽減措置（第45条の加入促進のための掛金負担軽減措置に限る。次項において同じ。）を適用しないものとする。 6 機構は、中退法第31条の3第1項の申出をした者が掛金負担軽減措置を受けた共済契約者である場合は、当該掛金負担軽減措置を取り消すことができる。

(Ⅲ)に関する法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
DB規則 第96条の7	DB法第82条の4第1項の厚生労働省令で定める行為 (新設) DB法第82条の4第1項の厚生労働省令で定める行為は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。 - 一 当該実施事業所の事業主が中退法第2条第3項に規定する退職金共済契約の当事者である事業主（以下この条において「共済契約者」という。）でない場合 次のイからへまでに定める行為 - イ 共済契約者（中退法第31条の4第1項の規定による申出をしようとする者を除き、当該共済契約者が実施事業所の事業主である場合であって、DB法第82条の4第1項の規定による申出ができる者となるときは、同項の規定による申出をする者に限る。以下この号において同じ。）との会社法（平成17年法律第86号）第2条第27号に規定する吸収合併（同法以外の法令に基づく吸収合併に相当する行為を含む。次号において同じ。） - ロ 共済契約者との会社法第2条第28号に規定する新設合併（同法以外の法令に基づく新設合併に相当する行為を含む。次号において同じ。） - ハ 会社法第2条第29号に規定する吸収分割（同法以外の法令に基づく吸収分割に相当する行為を含む。以下この条において同じ。）により、当該実施事業所の事業主が、共済契約者にその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させるもの - ニ 会社法第2条第29号に規定する吸収分割により、当該実施事業所の事業主が、共済契約者からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継するもの - ホ 共済契約者と共同して行う会社法第2条第30号に規定する新設分割（同法以外の法令に基づく新設分割に相当する行為を含む。次号において同じ。） - ヘ 共済契約者と会社法第468条第1項に規定する事業譲渡等（同法以外の法令に基づく事業譲渡等に相当する行為を含み、当該実施事業所の事業主に使用される加入者又は当該共済契約者に使用される被共済者（中退法第2条第7項に規定する被共済者をいう。）に係る労働契約に関する権利義務の承継が行われる場合に限る。次号において同じ。）に係る契約を締結するもの

(Ⅲ)に関する法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
DB規則 第96条の7 (つづき)	DB法第82条の4第1項の厚生労働省令で定める行為(新設) ニ 当該実施事業所の事業主が共済契約者である場合 次のイからへまでに定める行為 イ 実施事業所(DC法第3条第3項第2号に規定する実施事業所を含む。以下この号において同じ。)の事業主でない共済契約者(中退法第31条の4第1項の規定による申出をしようとする者を除く。以下この号において「相手方共済契約者」という。)又は共済契約者でない実施事業所の事業主(DBを実施している場合であって、DB法第82条の4第1項の規定による申出ができる者となるときは、同項の規定による申出をする者に限る。以下この号において「相手方実施事業所事業主」という。)との会社法第2条第27号に規定する吸収合併 ロ 相手方共済契約者との会社法第2条第28号に規定する新設合併 ハ 会社法第2条第29号に規定する吸収分割により、当該実施事業所の事業主が、相手方共済契約者にその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させるもの ニ 会社法第2条第29号に規定する吸収分割により、当該実施事業所の事業主が、相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継するもの ホ 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主と共同して行う会社法第2条第30号に規定する新設分割 ヘ 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主と会社法第468条第1項に規定する事業譲渡等に係る契約を締結するもの
法令解釈通知 第8－10	合併等に伴う中小企業退職金共済への積立金等の移換(新設) DB法第82条の4第1項の「合併等」とは、DB規則第96条の7の規定により事業主が中退法第31条の4第1項の規定による申出を行っていない共済契約者との間で実施するDB規則第96条の7に定める会社法の規定による行為のほか、中退規則第1条に規定する国又は地方公共団体に準ずる者を除く法人の設立を定める特別の法律の規定に基づくものであって、当該行為と同等とみなされるものであること。
【参考】 中退規則 第1条	国又は地方公共団体に準ずる者 中退法第2条第1項の厚生労働省令で定める国又は地方公共団体に準ずる者は、特別の法律に基き設立された法人であって国又は地方公共団体がその資本金の全部又は一部を出資しているもの及び厚生労働大臣が別に定めるこれらに準ずる者とする。

(Ⅲ)に関する法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
中退規則 第69条の15	中退法第31条の4第1項の厚生労働省令で定める行為（新設） 中退法第31条の4第1項の厚生労働省令で定める行為は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。 - 一 当該共済契約者が実施事業所（DB法第4条第1号に規定する実施事業所又はDC法第3条第3項第2号に規定する実施事業所をいう。以下この条及び第69条の17において同じ。）の事業主でない場合 次のイからへまでに定める行為 - イ 実施事業所の事業主（DB法第82条の4第1項又はDC法第54条の5の規定による申出をしようとする者を除き、共済契約者である場合にあっては、中退法第31条の4第1項の申出をしようとする者に限る。以下この号及び第69条の17において同じ。）との会社法第2条第27号に規定する吸収合併（同法以外の法令に基づく吸収合併に相当する行為を含む。次号において同じ。） - ロ 実施事業所の事業主との会社法第2条第28号に規定する新設合併（同法以外の法令に基づく新設合併に相当する行為を含む。次号において同じ。） - ハ 会社法第2条第29号に規定する吸収分割（同法以外の法令に基づく吸収分割に相当する行為を含む。以下この条において同じ。）により、当該共済契約者が、実施事業所の事業主にその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させるもの - ニ 会社法第2条第29号に規定する吸収分割により、当該共済契約者が、実施事業所の事業主からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継するもの - ホ 実施事業所の事業主と共同して行う会社法第2条第30号に規定する新設分割（同法以外の法令に基づく新設分割に相当する行為を含む。次号において同じ。） - ヘ 実施事業所の事業主と会社法第468条第1項に規定する事業譲渡等（同法以外の法令に基づく事業譲渡等に相当する行為を含み、当該共済契約者に使用される被共済者又は当該実施事業所の事業主に使用される加入者若しくは企業型DC加入者に係る労働契約に関する権利義務の承継が行われる場合に限る。次号において同じ。）に係る契約を締結するもの

(Ⅲ)に関する法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
中退規則 第69条の15 (つづき)	中退法第31条の4第1項の厚生労働省令で定める行為(新設) 二 当該共済契約者が実施事業所の事業主である場合 次のイからへまでに定める行為 イ 実施事業所の事業主でない他の共済契約者(中退法第31条の4第1項の申出をしようとする者に限る。以下この号及び第69条の17において「相手方共済契約者」という。)又は共済契約者でない実施事業所の事業主(DB法第82条の4第1項又はDC法第54条の5の規定による申出をしようとする者を除く。以下この号及び第69条の17において「相手方実施事業所事業主」という。)との会社法第2条第27号に規定する吸収合併 ロ 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主との会社法第2条第28号に規定する新設合併 ハ 会社法第2条第29号に規定する吸収分割により、当該共済契約者が、相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主にその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させるもの ニ 会社法第2条第29号に規定する吸収分割により、当該共済契約者が、相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継するもの ホ 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主と共同して行う会社法第2条第30号に規定する新設分割 ヘ 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主と会社法第468条第1項に規定する事業譲渡等に係る契約を締結するもの
【参考】 会社法 第2条	定義 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 二十七 吸収合併 会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるものをいう。 二十八 新設合併 二以上の会社がする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるものをいう。 二十九 吸収分割 株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させることをいう。 三十 新設分割 一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることをいう。

(Ⅲ)に関する法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
【参考】 会社法 第467条	事業譲渡等の承認等 株式会社は、次に掲げる行為をする場合には、当該行為がその効力を生ずる日（以下この章において「効力発生日」という。）の前日までに、株主総会の決議によって、当該行為に係る契約の承認を受けなければならない。 - 一 事業の全部の譲渡 - 二 事業の重要な一部の譲渡（当該譲渡により譲り渡す資産の帳簿価額が当該株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えないものを除く。） - 二の二 その子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡（次のいずれにも該当する場合における譲渡に限る。） - イ 当該譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が当該株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えるとき。 - ロ 当該株式会社が、効力発生日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。 - 三 他の会社（外国会社その他の法人を含む。次条において同じ。）の事業の全部の譲受け - 四 事業の全部の賃貸、事業の全部の経営の委任、他人と事業上の損益の全部を共通にする契約その他これらに準ずる契約の締結、変更又は解約
【参考】 会社法 第468条	事業譲渡等の承認を要しない場合 前条の規定は、同条第1項第1号から第4号までに掲げる行為（以下この章において「事業譲渡等」という。）に係る契約の相手方が当該事業譲渡等をする株式会社の特別支配会社（ある株式会社の総株主の議決権の10分の9（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）以上を他の会社及び当該他の会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）である場合には、適用しない。

・本資料は、明治安田生命保険相互会社総合法人業務部団体年金コンサルティング室が情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。

・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することとはご遠慮ください。

・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

明治安田生命保険相互会社 総合法人業務部 団体年金コンサルティング室

TEL : 03 - 3283 - 9094